

特定口座取引規定

第1条（規定の趣旨）

- (1) この規定は、お客様（個人のお客様に限ります）が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第37条の11の3第1項の規定により、特定口座内保管上場株式等（特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等をいいます。以下同じ。）の譲渡に係る所得計算等の特例の適用を受けるために、株式会社東和銀行（以下「当行」といいます。）において開設される特定口座に関する事項及び当行との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。なお、本規定において「上場株式等」とは、措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等のうち、投資信託ならびに公共債（国債、地方債）をいいます。
- (2) 前項のほか、お客様が措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるために当行に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等（措置法第9条の3の2第1項に定める「上場株式等の配当等」のうち、投資信託の収益分配金及び公共債の利子に限ります。以下同じ。）の受領について、措置法第37条の11の6第4項第1号に規定される要件及び当行との権利義務関係を明確にすることも目的とします。
- (3) お客様と当行の間における、各種サービス、取引の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令及び本規定に定めがある場合を除き、当行の「証券総合取引約款」等の定めるところによるものとします。

第2条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲等）

当行は、お客様の特定保管勘定において、次の各号に定める上場株式等のみを受入れます。

- ① お客様が特定口座開設届出書の提出後に、当行で募集、購入のお申込みをされて取得した投資信託又は当行が取り扱う国債若しくは地方債（以下これら投資信託と国債及び地方債を総称して「上場株式等」といいます。）で、その取得後直ちに特定口座に受入れるもの。
- ② お客様が贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した上場株式等で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者（以下「被相続人等」といいます。）が当行に開設していた特定口座で管理されていた上場株式等、又は被相続人等が当行に開設していた、措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）で管理されていた上場株式等、又は被相続人等が開設していた特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされていた上場株式等で、引き続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされているものであって、所定の方法により当行の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）されるもの。
- ③ お客様が、租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の10の5第2項の規定により開設された出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等で、お客様からの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座からお客様の特定口座への移管により、そのすべてを受入れるもの。
- ④ お客様が当行に開設する非課税口座、又は当行に開設する措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座で管理されていた上場株式等で、所定の方法により当該非課税口座又は当該未成年者口座から、お客様が当行に開設される特定口座へ移管により受け入れるもの（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）
- ⑤ 第1号から第4号のほか、施行令第25条の10の2第14項に規定される上場株式等

第3条（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲）

- (1) 当行は、お客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、措置法第9条の3の2第1項に規定する投資信託の収益分配金又は公共債の利子で同項の規定に基づき、当行により所得税等を徴収するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限ります。）のみを受入れます。
- (2) 当行が支払の取扱いをする前項の投資信託の収益分配金又は公共債の利子のうち、当行がその支払いをする者から受け取った後、直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

第4条（特定口座開設届出書等の提出）

- (1) お客様が、当行に特定口座の開設を申込むにあたっては、当行所定の特定口座開設届出書（措置法第37条の11の3第3項第1号に規定されるものをいいます。以下同じ。）に必要事項を記入の上、署名（又は記名）し、これを当行に提出することにより申し込むものとします。その際、お客様には租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類及び、住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証等の法令で定める本人確認資料をご提示いただき、氏名、生年月日、住所、個人番号等を告知し、措置法その他の法令で定める本人確認をさせていただきます。
- (2) お客様が当行に特定口座の開設を行うには、あらかじめ当行に振替決済口座（以下「証券口座」といいます。）を開設していただくことが必要です。なお、特定口座の開設は、証券口座のお取引店のみでのお取扱いとなります。
- (3) お客様は当行で1口座に限り特定口座を開設できるものとします。
- (4) お客様が特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を希望される場合には、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時まで、当行に対し、特定口座源泉徴収選択届出書（措置法第37条の11の4第1項に規定されているものをいいます。以下同じ。）をご提出いただくものとします。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以降の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客様からその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時まで、当行に対し、特に源泉徴収を選択しない旨のお申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。なお、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の後は、当該年内に特定口座の源泉徴収の取扱いを変更することはできません。
- (5) お客様が当行に対して措置法第37条の11の6第2項及び施行令第25条の10の13第4項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定（措置法第37条の11の6第4項第2号に規定する上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行なうための勘定をいいます。以下同じ。）において受領されている場合には、前項に規定されるその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の前であっても、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、お客様は、その年における特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申出を行うことはできません。
- (6) 第15条の規定に基づき特定口座が廃止された場合、同一年に再び当行に特定口座を開設することはできません。

第5条（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）

- (1) お客様が、措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、当行に前条に規定する特定口座を開設していただくとともに、同条4項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出していただき、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して措置法第37条の11の6第2項及び施行令第25条の10の13第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書をご提出していただきます。
- (2) お客様が、措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、お客様が特定口座廃止届出書（施行令第25条の10の7第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。）を提出する場合を除き、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して措置法第37条の11の6第3項及び施行令第25条の10の13第4項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書をご提出していただきます。

第6条（特定保管勘定における保管の委託等）

上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定において行ないます。

第7条（特定口座を通じた取引）

- (1) 特定口座を開設されたお客様が、当行との間で行う上場株式等の取引については、お客様から特にお申出がない限り、原則としてすべて特定口座を通じて行うものとします。ただし、一部の取引においては当行所定の方法で取扱います。
- (2) 前項にかかわらず、非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款に基づく非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）を開設されているお客様（その年分の非課税管理勘定が当行の非課税口座に設けられているお客様に限ります。）は、上場株式等（当行が取り扱う投資信託に限ります。）の取引を当該非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択するものとします。

第8条（譲渡の方法）

特定保管勘定において振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法又は当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を經由して行われる方法により行うものとします。

第9条（所得金額等の計算）

当行は、特定口座における上場株式等の譲渡による所得金額の計算及び源泉徴収選択口座内配当等に係る所得金額等の計算を措置法その他関係法令の定めに基づき行います。

第10条（源泉徴収等）

- (1) 当行は、お客様から特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいたとき、及び源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書をご提出いただいたときは、措置法、地方税法その他関係法令に基づき、所得税及び復興特別所得税、地方税の源泉徴収及び特別徴収・還付を行います。
- (2) 源泉徴収及び特別徴収・還付は、証券口座開設時にお客様が指定された預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）からの引落とし、又は入金により行います。指定預金口座からの引落としの際には、当座勘定規定又は普通預金規定・総合口座取引規定にかかわらず、小切手又は払戻請求書及び普通預金・総合口座通帳等の提出は省略するものとします。

- (3) 指定預金口座が総合口座であり、かつその総合口座から源泉徴収の引落しができない場合は、当行では同総合口座の貸越機能による借入れで源泉徴収に充当させていただきます。

第 11 条（上場株式等の移管）

当行は、第 2 条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲等）に規定する、他の金融機関の特定口座から当行の特定口座への移管及び当行の特定口座から他の金融機関の特定口座への移管については、当行が認める場合のみ施行令の定めるところによりお取扱いをいたします。

第 12 条（特定口座年間取引報告書等の送付）

- (1) 当行は法の定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までにお客様に交付します。なお、その年中に譲渡や配当等の受入れが無い特定口座については、特定口座年間取引報告書の交付を行わないものとします。ただし、お客様から請求があった場合には、交付します。
- (2) 特定口座に関する契約が、第 15 条により解約された場合は、当行は特定口座年間取引報告書を、その解約された日の属する月の翌月末日までに交付します。
- (3) 当行は特定口座年間取引報告書 2 通を作成し、1 通をお客様に交付し、1 通を所轄の税務署に提出します。

第 13 条（特定上場株式配当等勘定における処理）

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定において処理いたします。

第 14 条（届出事項の変更）

- (1) 特定口座開設届出書の提出後に、氏名、住所、個人番号等その他の届出事項に変更があったときは、直ちに特定口座異動届出書（施行令第 25 条の 10 の 4 に規定されているものをいいます。以下同じ。）により届出いただく必要があります。また、その変更が氏名、住所、個人番号に係るものであるときは、お客様には個人番号カード等及び住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただき、確認させていただきます。なお、この届出の前に生じた損害については、一切の責任を負いません。
- (2) 特定口座を開設している当行の本支店の変更（移管）があったときは、施行令第 25 条の 10 の 4 の規定により、遅滞なく特定口座異動届出書を当行にご提出いただくものとします。

第 15 条（特定口座の廃止）

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときには直ちに解約され、お客様の特定口座は廃止されるものとします。
- ① お客様が当行に対して施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定する特定口座廃止届出書を提出されたとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当行がお客様に対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受入れるべきものに限り、）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当行がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日（2 回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日）の翌日に提出されたものとみなします。
- ② 施行令第 25 条の 10 の 8 に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続又は遺贈の手続が完了したとき。

- ③ お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになった場合で、施行令の規定により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき。
 - ④ お客様と当行との間で締結された証券総合取引約款に基づく契約が解約されたとき。
 - ⑤ その他やむを得ない事由により、当行がお客様に解約を申出たとき。
- (2) 前項の規定に基づき特定口座が廃止されたときは、第 5 条の規定により源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出がされていたとしても、源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例は適用されません。

第 16 条（特定保管勘定における振替口座への記載又は記録）

特定口座内保管上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、特定保管勘定（措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号に定める特定口座に係る振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

第 17 条（贈与、相続又は遺贈による特定口座への受入れ）

当行は、第 2 条第 2 号に規定する贈与、相続又は遺贈による特定口座への上場株式等の受入れについては、関係法令に従って当行所定の方法により行います。その際、お客様には当行に対して相続上場株式等移管依頼書を提出していただくものとします。

第 18 条（特定口座から上場株式等の払出しに関する通知）

特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しを行った場合には、当行は、お客様に対し施行令第 25 条の 10 の 2 第 9 項第 1 号の定めるところに基づき書面により当該払い出しの通知をいたします。

第 19 条（免責事項）

当行の責めによらない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い、本規定の変更等に関しお客様に生じた損害については、一切の責めを負わないものとします。

第 20 条（合意管轄）

本規定に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店又は取扱店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

第 21 条（規定の変更）

この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当行ホームページの掲載または取扱店の店頭掲示等その他相当の方法により周知します。

附則

この規定は、2025 年 4 月より適用させていただきます。

以上

(2025.4_10352)